

新司法試験における司法試験用法文の取扱いについて

1 登載法令

各科目において登載候補とする法令については、「前期検討事項の検討結果について（報告）」（新司法試験問題検討会）の試験用法文登載法令候補案のとおり示されているが、登載すべき法令については、引き続き検討する。

2 参照条文

登載法令には参照条文は付さない。

3 印刷・配布

法務省において、司法試験用法文を印刷・配布する。

4 その他

できる限り、見やすく、使いやすいものとする。